

犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する細則

平成19年3月30日（警察庁訓令第2号）

施行 平成19年4月1日

改正 平成20年2月5日（警察庁訓令第1号）

平成23年3月25日（警察庁訓令第2号）

平成24年3月26日（警察庁訓令第3号）

平成26年3月31日（警察庁訓令第4号）

平成27年9月18日（警察庁訓令第17号）

令和4年10月31日（警察庁訓令第9号）

令和6年3月25日（警察庁訓令第3号）

（通知の受理）

第1条 警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長（以下「組織犯罪対策第一課長」という。）は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第8条第6項の規定による国家公安委員会への通知があったときは、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成20年政令第20号）第16条第2項各号及び第3項各号並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号）別記様式第1号から第4号までに掲げる記載事項に不備がないかどうかを確認しなければならない。

2 前項の記載事項に不備があるときは、組織犯罪対策第一課長は、当該通知を行った行政庁又は主務大臣から、当該記載事項のうち不備があったものについて聴取するものとする。

（抹消）

第2条 犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第9号）第9条の規定による疑わしい取引に関する情報の抹消は、当該疑わしい取引に関する情報を作成し、又は取得した日の属する年の翌年1月1日から起算して30年を経過したときに行うものとする。

- 2 疑わしい取引に関する情報を保管する必要がないと認められるに至ったときは、前項の期間内であっても、速やかにこれを抹消するものとする。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則〔平成20. 2. 5警庁訓1〕

この訓令は、平成20年3月1日から施行する。

附 則〔平成23. 3. 25警庁訓2〕

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則〔平成24. 3. 26警庁訓3〕

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則〔平成26. 3. 31警庁訓4〕

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行前にこの訓令による改正前の犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する細則の規定により警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官がした確認その他の行為は、この訓令の施行後は、この訓令による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する細則の相当規定に基づいて、警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課長がした確認その他の行為とみなす。

附 則〔平成27. 9. 18警庁訓17〕

この訓令は、平成28年10月1日から施行する。

附 則〔令和4. 10. 31警庁訓9〕

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和4年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行前にこの訓令による改正前の犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する細則の規定により警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課長がした確認その他の行為は、この訓令の施行後は、この訓令による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律の規

定に基づく事務の実施に関する細則の相当規定に基づいて、警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長がした確認その他の行為とみなす。

附 則〔令和6.3.25警庁訓3〕

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。